一九四一年十二月八日、駆逐艦及潜水艦、合計攻撃、ミッドウェー、爆撃機ニウエーク島ノ連続攻撃ト之方面ニ攻撃アリタリ、

情報ヲ綜合スルニ、オーフ島攻撃ノ兵力ハ水上艦及数隻ノ小型潜水艦ヲ指揮ニ伴ヘル工乃至四ノ駆逐艦ニシテ無線通信ヲ停止シ、オーフ、ノ北東方ヨリ（但シ潜水艦ヲ除ク）接近シ来レルモノ、如シ

オーフ攻撃ノ際、U.S.S. Antares ハ午前六時頃パールハーバー沖合ノ海域内ニ一ヶ所シケナル片影ヲ認メタルカ之ハ小型潜水艦ナルコト

判明ス六時三十二分ヨリ六時四十五分ニ亦ヨリ六時四十二分ニ亦ヨリ午前八時十二分ニ亦ヨリ午前八時四十二分ニ亦ヨリ午前八時四十五分ニ亦ヨリ

右ニ対シ海軍巡洋艦及U.S.S. Antares 駆逐艦隊ハ之カ攻撃ニ協力シ之ヲ撃沈セレメタリ、此戦闘ノ報告ハ午前八時十二分太平洋艦隊司令長官ニ報告セラレ後者ハ之ヲ英艦隊司令長官ニ報告セリ、仔細中ノ駆逐艦ヲ調査ノタメ派遣セラレタル工艦報ハ別ニ発表セサルサリキ、港内ニ潜航シアリシ小型潜水艦ニ対シテハ午前八時三十五分午前八時四十二分ノ間ニ於テ之ニ砲火ヲ浴セ、遂ニ撃沈セレメタリ、

次ノ小型潜水艦ハ「Taneoho」湾ニ乗リ上ケ捕獲セラレタリ小型潜水艦ノ乗員ニ依リ捕虜ヲ要ケタル痕跡ハ之ヲ認メス

REEL No. A-1081
0587
アジア歴史資料センター

パールハーバーニハ潜水艦ノ港内潜入ヲ発見防止スル為潜水艦防禦網ノ備ハケアリタリ

一九四一年十二月七日以降ニアリテハ日没ノ頃ハ之ヲ閉鎖シ翌朝開放ノ都合之ヲ開放スルコトナリ

依タリ日中ハ水道入口ノ駆逐艦防禦網ノ敷設

移動ニ近ク移船ガ傭假令潜水中ト雖モ発見

ス様ナリトノ理由ニテ開放シアリタリ十二月七日午後

四時五十八分機雷敷設艦二隻ヲ入港セシムルヤ

防禦網ヲ再閉シタルガ之ハ当日午後八時十分閉鎖

命令ヲ受クル迄其儘トナリ依タリ港内ニ於テ敵

潜水艦ガ最初ニ発見セラレタルハ午後七時四十五分

ナリ其ハ港内ハ不明ナルモ七時四十分ナリト推測セ

ラル

百五十機乃至二百機ト推定セラル 戦闘機爆撃機及

魚雷搭載機ガ午後七時五十五分パールハーバー並ニ

オーフル ノ全空軍根据地ヲ空襲シタリ 其攻撃機ノ

全機部ガ引揚ケタルハ午後九時ナリキ 午空襲ノ

結果莫大ナル人命ノ損失ト物的損害ヲ蒙リタルガ

当港内ノ艦船飛行機格納庫ヒカム飛行場エワ

飛行場フォード島オーラー飛行場ヒヒカウ飛行

場並ニカネオヘ ノ諸施設ニ対スル被害極メテ甚大

ナリキ パールハーバー碇泊中ノ艦船ニ対スル損害

ノ大部分ハ飛行機ヨリ投下セラレタル爆弾及魚雷ニ依リ惹

起セラレタルモノナリ 魚雷ハ特殊ノモノニシテ爆発

ヲ効果的ナラシムルヤウ特殊ノ構造ヲ有シ浅海

ヲ潜ミシ水深浅ナル場所ニテモ有効ナルヤウ工夫ヲ

REEL No. A-1081
0588
アジア歴史資料センター

ヲ「西側ニ備ヘアリ」ヨウパールハーバー」ニアル移動攻
撃ヲ意図シテ製作セラルルモノナリ 爆弾中ニハ特
殊ノ固キ物質ヲ用ヒスルモノ多キ為之ハ鋼鈑等
激ヲ意図セルモノ、如シ
一九四一年十二月七日午後九時
午後十一時ニ十分ノ巡洋艦二隻駆逐艦二隻ヨリ
成ル一隊カ南方ヨリ接近シ来リ約二十分ヲ経テ
ウェイク」ニ対シ砲火ヲ開キタリ 一九四一年十二月八日
二午前(おのゝ時ヲ十二月七日午後五十分)
陸上機約二十五機カ「ウェーク」島ヲ掃射爆撃セリ
西島ニ(港湾)物的物質ヲ生ジタリ 「ウェーク」島攻撃
ハ其後継続セラレ一九四一年十二月二十二日(おのゝ)
時ヲ十二月二十一日)迄ニ合計セラレタリ

而陸地及陸戦司令官カハ日本軍ノ攻撃ヲ知ル中直ニ
「米ニ宣戦布告」ノ為動ヲ命レタルカ之ノ電報布告ハ
右ノ迅速サヲ以テ実施セラレタリ 今日ニ於テ司令
官カハ射撃ニ対シ開戦ヲ命レ攻撃ヲ妨害減
スヘキ若干ノ命令ヲトセリ
将校及兵ハ防戦ニ際シテ右ノ如ク
ヲ為特セリ 移動式射砲及海岸式射砲ハ未タ
ノ配置ヲ見ルヲサリシ為
校及兵ハ命ヲ待タスシテ兵器庫ヨリ自動火器ヲ取
セシテ応戦セリ 如何ニ沖縄サレタル兵隊ト雖ニ低空
掃射及急降下爆撃ノ為ニハ士気沮喪スルモノナル
カ彼等ハ其日ニアリテ猛烈ニ射撃ヲ止メサリキ 少クトモ
三名ノ戦闘機撃墜セリ 士ハ決死死ノ覚悟ニテ攻撃ヲ

REEL No. A-1081
0589
アジア歴史資料センター

アリシ地ヲ離陸セント試ミタルカ猛対空砲
ナル敵弾ノ為ニハ抗スヘクモナク悉ク戦死セリ遠ク離
レ攻撃ヲ見レアリシ財重功ニ看陸中ノ戦闘機若
干ハ離陸セリ之ノ方砲隊及戦闘機ノ協同ニ
依リ三十ノ敵機ヲ破壊シタルカ尚其他母艦ニ帰
来不明ノ数ニシテ海中ニ墜落シタルモノ多数アリト
見ラル

十九

攻撃ノアリシ直前ニ於ル陸軍機ノ準備状態ハ命ヲ受
タル後四時間ニシテヤウヤク出動準備ヲ為シ居ル状況ナリ
キ、之ハ空襲ニ備ヘ離陸ニ便ナルヤウ機ヲ分散セシム
ルヨリハ寧ロ遠ニ可能性多キヲ予メジュエ危険ニ備ヘ機
ヲ一ヶ所ニ集結之カ警備ノ便ヲ計ル方切実ナリトシタルニ
ヨル、斯ル準備状態即チ斯ル飛行機ノ集結アリシニ加ヘ
空襲ノ全ク意外ナリシトハ日本軍ノ攻撃ヲ益ニ効果的
ナラシメ戦闘中空中ニ上昇セシ飛行機僅カ数機ニ止マ
ル無能振リニ終リタリ況ヤ同様ノ理由ヨリシテ母艦ニ帰
来スル日本機ヲ追跡スル為メ適宜機ヲ上昇セシムルカ如
キハ思モヨラザリキ

一九四一年十二月七日午前八時半頃ニ至リ始メテ人員ノ配置

REEL No. A-1081
0596
アジア歴史資料センター

ヲ見タル空襲警報隊ハ兩来母艦ニ飛来シツツアル敵機ニ付キ信憑ス可キ情報ヲ提供スルコト不可能ナリキ。右警報隊ノ情報ハ敵兵力ハ「オーフ」ノ南方及西南方ニアリト言フニアリシガ之ハ更ニ敵航母ト接觸セリト言フ報導（之ハ後ニ至リ誤リナルコト判明セリ）並ニ今様ノ他ノ無數ノ情報ト相俟ツテ遂ニ敵ハ南方及西南方ニアリト判断セラレタリ

此ノ方面ノ捜索ニ全力ガ拂ハレルニ至リタリ

十二月七日 海軍「受命部隊（タスクフォース）八」ハ「オーフ」ノ西方二〇〇哩ニアリテ「オーフ」ニ向ケ航行中ナリキ。「第三受命部隊十一」ハ「オーフ」ノ西南七〇〇哩ノ洋上、「ジョンストン」島附近ニアリタリ

之等兩部隊ハ皇道在スル諸島ノ防衛ヲ強化スル為メ作戦中ナリキ

一九四一年 十二月七日ノ朝、攻撃ニ先立ツテ左ノ海上偵察ガ為サレタリ

巡航機六機ガ「ミドウエー」ヨリ南方及西南方ノ偵察ヲナシ

巡航機三機ガ「オーフ」ノ南方ニ於テ潜水艦ト共同作戦ヲ為シツツ帰空シアリタリ

巡航機ハ「オーフ」ノ南方敵哨戒線ニ於テ受命部隊八ハ航路ヲ偵察スル為メ偵察機十八機ヲ飛翔セシメ之等ハ「オーフ」ノ西南ヲ偵察セリ攻撃ノ終リタル後ハ次ノ捜索ガ為サレタリ

確定配備令（スタンディングオーダース）ニ基ヲ「オーフ」ノ南方ニテ帰空シアリシ三機ハ「オーフ」ノ北西約三十五哩ニ亘リ捜索ヲ加ヘタリ

九機ガ「受命部隊八」ヨリ飛翔シ「オーフ」ノ南方及西南方ヲ偵察セリ「受命部隊十一」ノ航母ヨリ出タル飛行機ハ「オーフ」ノ西南方約五百哩ノ海域ヲ捜索セリ午前十一時二十分頃「パーバース・ポイント」沖約二十五哩ノ地点ニアリト報ゼラレタル敵航母ヲ攻撃スル為メ、重爆二機、軽爆四機ガ出発セリ。敵ト接觸ヲ得ザリシ為メ右重爆二機ハ「オーフ」ノ西

REEL No. A-1081
0591
アジア歴史資料センター

オヲ捜索。次デ「オーフ」ノ西北ヲ偵察セリ。他ノ軽爆四機ハ「オーフ」ノ西南方ヲ捜索セリ。午前十時五十分海軍VS機六機ガ「オーフ」ノ南方ヲ次デ九機ガ西南方ヨリ北西ニ至ル区域ヲ偵察セリ。実用機二機ハ「オーフ」ノ北方三百哩ニ至ル距離ヲ捜索セリ。

航母ヨリ飛翔セシ九機ハ給油ノ後再ビ北方約二百哩ヲ偵察セリ。「オーフ」ノ北方約三百哩ニ於テ海軍機一機ガ日本機一ノ攻撃ヲ受ケタル以外（之ハ翌日ニ至ル迄報告セラレザリキ）敵機及敵航母トノ接触ハ何等之ヲ得ラレザリキ

重要ナル事実ノ要約

「パール、ハーバー」ハ外洋ニアル重要ナル海軍根據地ニシテ之ガ確保ハ攻守共ニ重大ナル意味ヲ有ス敵ノ攻撃ニ対シ「パール、ハーバー」ノ安全ヲ確保スルハ陸軍ノ任務ナリ

海軍ハ海上ニアリテ間接ニ陸軍ヲ援護スルモ艦隊入港中ナルトキ海岸ニ碇泊或ハ根據地ヲ作リタルトキハ艦隊ノ武（所属ノ）器ヲ以テ直接陸軍ヲ支援スル任務ヲ有セリ

REEL No. A-1081
0592
アジア歴史資料センター

国家ノ軍力ヲ有効ニ使用スルハ戰勝ノ要件ニシテ之ガ為メニハ陸海軍ノ密接ナル協同ヲ前提トス當時ノ諸計画中「布哇地方ノ共同防衛計画ハ関係司令長官相互ノ協力ヲ要請シ居タリ」「布哇領域共同防衛計画ニ付テハ布哇地區陸軍司令長官及第十四海軍區司令長官（太平洋艦隊司令長官ニ隷属）ニ於テ之ガ準備ヲ進メツツアリタルガ、現在ニ於テハ

在獨 日本大使館

現在ノ計画ヲ固執シテ事態ノ発展ニ應ジ之ガ適用ヲ為スヲ忘ルヽコトアレバ司令長官ハ亦之ガ責任ヲ負ハザルヿカラズ

本件ニ於ケルガ如ク一地域ノ防衛ガ司令長官二人ノ共同責任ニ委ネラレ両者互ニ協力ヲ為サザル場合ニ於テ、緊急ノ場合ニ際シ両者ノ先ヅ第一ニ為スヿキ義務ハ事件ニ関シ両者ノ計画ニ基キ全部ノ発動ヲ為スヿ

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081

0593

アジア歴史資料センター

急據會議ヲ開キ飲ニ協定セル計画ノ一部或ハ全部ノ
発動ヲ可トセ其ノ計画ニ基キ如何ナル対策ヲ構
ズ可トセヤニハ協議ヲ為スコトナリ
「キンメル」海軍大将並ニ「フレッチャー」将軍ガ司令官トナリ
タル當時陸海軍兩者ハ「オーフ」及其ノ海軍
根據地ニ対スル空襲ヲ防衛スル手段ニ付キ意見ノ
一致ヲ見ル共ニ此ノ種攻撃ノ可能性ニ付キ重大ナル

在獨 日本大使館

関心ヲ有スル旨坡堰シ居タリ此ノ陸海軍兩者ノ意
見ハ兩司令官ニ通達セラレタルニモ拘ラズ兩司令官ヲ
始メ其ノ部下ニ到ル迄（幕僚中ニハ文ヲ法ズル者ハ例外ナリトシテ無シ）一人トシテ無シ一九四一
年十二月七日ニ至ル迄彼等ノ全テガ日本ハ斯ル攻撃ノ
意図ヲ有セズト主張シテ止マザリキ従テ此ノ種攻撃
ハ布哇地方駐屯ノ陸海軍上級將校ノ全テニトッテ全ク
意外ノコトナリキ布哇攻撃ニ先立ツ數週間ノ

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081
0594
アジア歴史資料センター

間警告ト命令ヲ含ム数通ノ「メッセージ」ガ兩司令官ノ
注意ヲ促シ
供與者ヲ出タルモ右ノ主張ハ猶拋棄セラレザリキ、即
ち十月十六日、日本ハ合衆國ヲ攻撃スル可能性アリ
ト、警告ヲ受ケ居リ本情報ニ照應スル適当ナル注意ト対
策ヲ講ズルヤウ命令セラレタリ、十一月二十四日ニハ重大ナル
警告的「メッセージ」ガ通報セラレ、十一月十一日ニハ目下
敵対行為発生ノ恐レアリト、警告ヲ接受シタリ、此ノ警

在獨 日本大使館

報ハ戦争ノ勃発ヲ意味シ其レ以外ノ意味ヲ有セザリキ
後者二通ノ「メッセージ」ハ其ノ中ニ諸種ノ命令ヲ含ミ、
陸軍司令長官ハ必要ト認ムル偵察其ノ他ノ手段ヲ構ズ
可ク、太平洋艦隊司令長官ハ作戦上ノ任務ヲ遂行
スル準備トシテノ防禦的展開ニ出ヅ可ク夫々命ヲ受ケタ
り、更ニ「メッセージ」ハ日ヲ追フテ送達セラレ、何
レモ危険ノ切迫ト戦争準備ノ必要ヲ強調シタリ

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081
0595
アジア歴史資料センター

事情右ノ如クナリレニモ拘ラズ（関係司令長官ハ接受セル内容ニ検討ヲ加ヘ、受ケタル命令ノ遂行ニ付協議ヲ為ス為メ（一回ノ會合モ）之ヲ開カザリキ唯「メッセージ」（攻撃ノアリシ直前ノ十日間）ヲ接受シタル結果トシテノ兩者別々ニ之ガ対策ヲ講ジタルニ過ギズシテ之ニ付テ相互ニ通知スルコトモ為サザリキ

從テ構ゼラレタル措置ナルモノハ飛行機ノ奇襲ニ対シテハ全ク不適当ノモノナリキ

兩司令長官ハ日本行動及其ノ意図ニ付テ情報ヲ欠如シ居タリ（レヨトハ事実ナリ）然レ共情報ノ欠如アレバ猶更防禦準備ハ之ヲ固ウスルノ必要アリシナリ

人員、資材及装備ニ付テハ亡ニ不充分ナルモノアリ之ヲ以テ長期間ノ戰鬪ニ出ヅレバ之ガ確保ハ或ハ至難ナリシヤモ知レズ然レ共之ハ敵ノ攻撃ニ（備ハ諸種ノ）対策ヲ構ズルコトハ別ニ関係ナク（キ次第ニシテ）少ク共之ガ準備ハ之

REEL No. A-1081
0596
アジア歴史資料センター

ヲ構ズ可カリシナリ

十二月六日ニハ非常警戒ガ未ダ發動シアラザルコトヲ理由トシテ陸海軍職員ノ多數ニ飲酒許可証及飲酒ノ自由ヲ與ヘタルガ、本件ニ関シテハ少數ノ例外ヲ除キ職員中ノ殆ド全テガ空襲前ニ帰来シ部署ニアリタリ

将兵ハ空襲ノ非常事態ニ処シテ各々責任感ヲ失ハズ攻撃的精神ヲ以テ適切且ツ勇敢ニ應戦セリ

蔥集セル事実ニ基キ委員ハ左ノ判決ヲ下セリ

REEL No. A-1081
0599
アジア歴史資料センター

判決

一、國家ノ軍力ヲ有效ニ使用スルコトハ戰勝ニ必須ノ要件ニシテ之ガ爲メニハ先ヅ第一ニ國家ノ外交政策ト軍政トガ歩調ヲ揃ヘルコトヲ要シ第二ニ陸海軍ノ協同ヲ密接ナラシムルコトヲ要ス

二、國務長官ハ國際情勢ニ関シ陸軍省及海軍省ト密接ナル聯絡ヲ保チ対日商議ノ進行及其ノ繼續ノ可能性ニ付逐一報告スル處アリ其ノ義務ハ充分之ヲ果シタリ

三、陸軍大臣及海軍大臣ハ國務長官及其ノ他ト屢々會議ヲ開キ、且參謀總長及作戰部長ニ対シテハ対日商議ノ経過及其重大ナル意義ニ付通報スル處アリ其ノ義務ヲ充分果シタリ

四、參謀總長及海軍作戰部長ハ布哇領域ノ共同防

REEL No. A-1081
0598
アジア歴史資料センター

備ニ関シ相互ニ又ハ上司ト互ニ協議ヲナシ其ノ遂行ニ
協力セリ而シテ布哇ノ防備ニ関シ関係司令長官
ニ下シタル警告及命令ニ付テハ他方ニ之ヲ知悉シ且ツ同意見ナ
リキ 従テ両者ハ夫々其ノ義務ヲ充分盡セリ

五、陸軍参謀総長ハ敵対行為発生ノ可能性ヲ警告
スル為メ次ノ如キ命令ヲ発シ其ノ司令官トシテノ任
務ヲ盡セリ 即チ「日本ノ敵対行為ニ先立ツノ貴官ハ其

ノ必要ト認ムル偵察其ノ他ノ手段ヲ構ズ可シ」

六、海軍作戦部長ハ太平洋艦隊司令長官ニ対シテ
次ノ警告ト命令ヲ発シ其ノ司令官トシテノ任務ヲ果セリ
即チ「本電 此通信ハ戦争ノ警告ト看做サル」
レタシ」「與ヘラレタル任務ヲ遂行スル準備トシテノ適当
ナル防禦的展開ニ着手シ」

七、布哇地方ノ関係司令長官ハ非常事態ニ対シテ準備ヲ

REEL No. A-1081
0599
アジア歴史資料センター

自己ノ任務ノ遂行トシテ、非常事態発生ノ場合ニ備ヘ
リト思考セル
切ナル計画ヲ樹立セリ

八、~~海軍~~陸軍之等司令長官ハ、共同防衛計画ノ発
動乃至適用ニ付キ会議ヲ開クヲ義務ヲ有シタリ
状況ニ應ジ

九、之等司令長官ハ、十一月二十七日及ソレ以後ニ於テ接受
セル警告及命令ニ付キ会議ヲ為サズ又
如何ニシテ
現在ノ計画ヲ非常
事態ニ適用スヘキヤニ関シ協議ヲ為サザリキ

在獨 日本大使館

十、布哇海軍司令部ノ第一発警戒令ハ警告的ノモノ
ニシテ鉱ミ非常事態ニ対処スルモノトシテハ充分ナルモノニア
ラザリキ

十一、十二月七日ノ朝ニ於ル海軍ノ警備状態モ警告的ノモ
ソヤージニ鉱ミ非常事態ニ対処スルモノトシテハ充分ナルモノ
ニアラザリキ

十二、一九四一年十一月二十七日ノ参謀総長及海軍作戦部長

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081
0606
アジア歴史資料センター

ノ命令ニシテ導奉セラレ居タリトスレバ、陸軍警報組織
ハ活動シ居タルヿヲ、海軍ノ長距離偵察及陸軍ノ沿岸巡行
モ行ハレ居タルナルヿヲ、又陸軍ノ高射砲隊、海軍ノ沿岸
高射砲隊及「パール・ハーバー」入港中ノ艦船ノ高射砲ニモ人
員並ニ弾薬ノ配置アリタルヿヲ、航空隊モ高度ノ警戒
状態ニアリタルナルヿヲ、次レ共軍府(関係司令長官ハ)陸海軍司令部
ノ長官ハ警告及命令(ニモ拘ラズ)在獨日本大使館
ニモ拘ラズ命ゼラレタル諸

何等ノ協議(ニ)ヨル為サザリシヿヲ以テ、右述ベタル措置ニシテ構
ゼラレタルモノ皆無ナル状況ナリキ
十三、長期間ニ亘リ戰闘状態ヲ維持スルニハ人員、武器
裝備及資金ニ於テ不充分ナリシガ、之ハ関係司令長官ガ命
ゼラレタル準備ヲ為スベキ必要ナシト判断セシム理由トハナラズ
十四、一九四一年十一月七日布哇時間午前七時頃、部署ニアリ
シ兩司令長官ニ通達スベキ意図サレタル七日ノ警告

在獨日本大使館

REEL No. A-1081
0600
アジア歴史資料センター

的「メッセージ」ハソレ以前通達シアリシ警告及命令ニ鑑ミレバ単ニ附加的ノモノニシテ注意ヲ喚起シタル点ニ過ズ

(西念)

警令本「メッセージ」ガ所期ノ時刻ニ到達シ居タリトシテモ、両日令官ガ攻撃ニ間ニ合フヤウ豫メ適当ノ処置ヲ講ジ居ラザリシ事実ニ鑑ミレバ時既ニ遅ク本質的效果ハ何等之ヲ期待シ得ザリシナルベシ

(本メッセージニ基ク)

十五、「レヨート」将軍ハ十一月二十七日附参謀總長ノ「メッセージ」ニ対シ同日附書信ノ次ニ回答セルガ彼ハ其ノ書信中ニ於テモ又其ノ後ノ書信中ニ於テモ其ノ横ジタル対策ニ付テ一言モ言及セザリシニ拘ラズ陸軍省係将校ニ於テ之ヲ看過シ「レヨート」次デ「レヨート」将軍ハ「サボタージュ」諜報行為ニ対シテハ之ガ禁圧ノ措置ニ出ヅルモ其ノ除過敢テ手段ニ出デ一般市民ヲ刺戟セザルヤウ注意スベキ警告セル二通ノ「メッセージ」ヲ受領セルガ而モ本書信ハ専ラ

在獨 日本大使館

REEL No. A-1081
0602
アジア歴史資料センター

「ポ」ターゼレ[illegible]ノミヲ念頭ニ置キアリレコト更ニ十一
月二十九日「レヨート」将軍ハ「ナポターゼレ」禁錮ニ関シ執リ
タル手段ニ付（ソレ以外ニハ言及セズ）詳細通報シタルカ陸
軍省係将校ハ之ニ対シテ回答ヲ急リタルコト等ノ一群ノ事
実ハ「レヨート」将軍ヲシテ彼ノ執リタル手段ハ全ク受領
セル警告ト命令ノ趣旨ニ沿フモノナリト信ゼシムルニ至
リタリ

在獨 日本大使館

E

十六、布哇地区陸軍司令長官及太平洋艦隊司令長
官ノ両者ガ一九四一年十一月二十七日附ニテ発セラレタル警告ノ内容及其ノ
中ニ含マレ居タル命令ニ即應スル手段ニ付會議ヲ開キ
協力ヲ加フルコトヲ急リタルハ、當時外交界及陸海軍側、
及新聞ニ於テ日本ノ攻撃ハ矢ヅ極東ニ於テ見ラルル盛ナリシ
影響サレ
ト言フ意見ニ基ク楽観シタルコトニ因ルモノナリ、
カヲル意見ノ在ルハ
太平洋艦隊並ニ海軍
ソレガ
如何ニ廣ク信ゼラレタルニセヨ中ニ意見ノ相違
ナシ共

在獨 日本大使館

E

REEL No. A-1081
0603
アジア歴史資料センター

根據地ノ安全ヲ確保スルヿヲ兩司令長官ノ責任ヲ軽減ス
ルヿヽナラズ
十七、十一月二十七日ト十二月七日トノ間ニ於テ兩司令長官ニ
傳達サレタル処置ノ適否ナル処置ヲ執ルヿヽナレトノ警告
及命令ニ照シ又當時既ニ発動シアリシ共同防衛組
織ガ両者ニ夫々協力義務ヲ課シアリシ事実ニ鑑ミレバ其
ノ敵ニ対スル意味及意図ニ付又急迫セル敵対行為ノ防衛手

段ニ付キ協議ヲ為シ或ハ會談ノ開クヿヽナリシニ拘ラズ之
ヲ為サザリシハ其ノ義務ヲ怠リタルモノト言フヿヽシ兩司
令長官ハ既ニ発動中ノ諸計画ニ基キ負担セル責任ノ
遂行スル為メ夫々諸種ノ手段ヲ執リタルガ、一方ハ他方
ノ執リタル手段ニ付興味ヲ有スズ之ニ付問合セヲ為スヿヽモ
ナカリキ。斯ル両司令長官ノ態度ハ自己ニ與ヘラルタル責任
並ニ太平洋艦隊司令長官及布哇地区陸軍司令官ノ

REEL No. A-1081
0604
アジア歴史資料センター

ノ地位ニ附隨スル責任ヲ負フモノト言フヲリシ

十八、日本ノ攻撃ハ戒司令長官ニトリ全ク意外ノ出来事ニシテ之ニ対シ適当ナル処置ヲ執リ得サリキ 兩者夫々事態ノ重大性ヲ夫々適当ニ誤判断シ得ズ此ノ判断ノ誤謬ハ遂ニ日本ノ攻撃ヲ成功セシメタル有力ナル原因ナリキ

十九、日本ノ攻撃ヲ成功セシメタル原因次ノ如シ

日本ガ宣戦布告ニ関スル國際法及國際慣習ヲ破リ、合

衆カ之ヲ固執セリシニ居タルコト

間諜行為摘発ノ手段ニ制限アリタルコト

警告的「メッセージ」ニ於テ曲極東ニ於ケル日本側攻撃ノ可能性及諜報行為禁遏ノ手段ニ付キ余リ強調シ過キタルコト

「サボタージュ」禁遏手段ニ関スル布哇地区陸軍司令長官ノ「メッセージ」ニ対シ陸軍省カ其ノ回答ヲ怠リタルコト

REEL No. A-1081
0605
アジア歴史資料センター

一九四一年十二月七日ノ警報ニ接シ攻撃ニ先立チ関係者ノ何レモ
ニ到達セザリシモノト

二十　一九四一年十二月七日ノ朝攻撃ノ始マリタルトキ陸海
軍将兵ノ数ハ其ノ義務ヲ遂行スルニ充分ニシテ
且ツ適当ナル状態ニアリキ　攻撃前夜ノ飲酒状況ハ少
数ノ例外ヲ除キ別ニ影響ヲ及ボサザリキ

二十一　部下司令官ハ上司ノ命令ヲ誤リタリト遂行シ得タル

在獨　日本大使館

E

設備ノ程度
防衛準備ニ付テハ別ニ責任ヲ有スルモノニアラズ

Queen J. Roberts
W. H. Standley
J. M. Reeves
Frank R. McCoy
Joseph T. Mcnarney

在獨　日本大使館

E

REEL No. A-1081
0606
アジア歴史資料センター